

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等
字の区域の変更等

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良区の設立の認可

土地改良区の役員の就退任

新たに行おうとする土地改良事業の認可

土地改良法による換地処分(二件)

土地改良事業計画の決定

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業の認可(四件)

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定(三件)

土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

入会林野整備計画の認可

◇ 教 委 告 示

教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第二百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による勝田川地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

新たに画する字
の名称

大字佐崎字佐崎

同上の区域(昭和五十六年九月二十一日現在の地番による。)

大字佐崎字小田の全域、大字太一垣字東灘一から四まで、
六)合併、七、八、九の一、九の三、二六の一、二七、二
八、二八の三及びこれらと一体をなす国有地、大字太一垣
字東河原二九の一、二九の二、三〇の六及びこれらと一体
をなす国有地並びに三〇の二及び三〇の三と一体をなす国
有地の一部、大字太一垣字城山二二の二及び二二の三、
大字佐崎字下河原一、一の一、二、二の一、三、三の一、
三の二、三次一、四、四の一、四の二、五、六、七の一、
七の二、七の五、八の一から八の九まで、九、一〇の二、

<p>大字太一垣字東瀧</p>	<p>区域を変更する字の名称</p>	
<p>大字太一垣字東瀧のうち一から四まで、 八、九の一、九の三、二六の一、二七、二八、二八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>同上の区域（昭和五十六年九月二十一日現在の地番による。）</p>	<p>一一の三、二一九の一から二一九の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字佐崎字河原一四の二、一七の一、一七の二、一七の五、一七次一、一七次二、一八、一九の一、一九の二、二〇から二二まで、二二の一、二三、二四、二四の一、二四の二、二五及びこれらと一体をなす国有地並びに一五の二及び一七の四と一体をなす国有地の一部、大字佐崎字下屋敷三七の一、三七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字佐崎字大田四四の一から四四の五まで、四五の一、四五の二、四六、四七の一、四七の二、四八、四九、五〇の一、五〇の二、五一、五一の一、五一、五三の一から五三の四まで、五四の三から五四の五まで、五五の一、五七の六、六〇の二、六一の一、六一の四、六六の一、六六の三、九一の一、九二、九三の一から九三の三まで、九四及びこれらと一体をなす国有地、大字佐崎字岩落九五、九六、九六の一、九七の一から九七の三まで、九八、九九、九九の一、一〇〇、一〇〇の一、一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一、一〇二の二、一〇三、一〇三の一、一〇四、一〇五、一〇五の一、一〇六及びこれらと一体をなす国有地、大字佐崎字清水田一〇七の二、一〇八の三、一〇九、一一〇の一、一一〇の二、一一一の一、一一一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇七の一及び一〇七の三と一体をなす国有地の一部、大字佐崎字大窪田一三一の五並びに大字佐崎字下ノ山下二五二、二五四の二及び二五五の二</p>
<p>大字太一垣字東河原</p>	<p>大字太一垣字城山</p>	<p>大字太一垣字東河原のうち二一九の一、二一九の二、三〇の六及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇の二及び三〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字太一垣字城山</p>	<p>大字佐崎字下屋敷</p>	<p>大字太一垣字城山のうち二二二の二及び二二二の三以外の区域</p>
<p>大字佐崎字下屋敷</p>	<p>大字佐崎字河原</p>	<p>大字佐崎字下屋敷のうち二二二の二及び二二二の三以外の区域</p>
<p>大字佐崎字大田</p>	<p>大字佐崎字下屋敷</p>	<p>大字佐崎字河原のうち一四の二、一七の一、一七の二、一七の五、一七次一、一七次二、一八、一九の一、一九の二、二〇から二二まで、二二の一、二三、二四、二四の一、二四の二、二五及びこれらと一体をなす国有地並びに一五の二及び一七の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
		<p>大字佐崎字下屋敷のうち三七の一、三七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字佐崎字岩落</p>	<p>大字佐崎字岩落のうち九五、九六、九六の一、九七の一から九七の三まで、九八、九九、九九の一、一〇〇、一〇〇の一、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇〇の二の一、一〇〇の二の二、一〇〇の三、一〇〇の三の一、一〇四、一〇五、一〇五の一、一〇六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字佐崎字清水田</p>	<p>大字佐崎字清水田のうち一〇七の二、一〇八の三、一〇九、一一〇の一、一一〇の二、一一一の一、一一一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇七の一及び一〇七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字佐崎字大窪田 山下</p>	<p>大字佐崎字大窪田のうち一三一の五以外の区域 大字佐崎字下ノ山下のうち二五二、二五四の二及び二五五の二以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字佐崎字小田</p>

<p>鳥取県告示第二百二十六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による八東地区第一工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。 昭和五十九年二月十七日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十八年六月二十三日現在の地番による。）</p>
<p>大字日田字野口河原</p>	<p>大字日田字野口河原のうち四の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字用呂字下河原井手口一六七の一、一六八、一六九の二、一七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字野口前</p>	<p>大字日田字野口前のうち六四の二、六四の四、六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日田字野口河原四の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字日田字先河原九一の一、九一の四、九二の一、九三及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字國地田一三〇の三の一部、一三〇の四 大字用呂字下河原井手口一七〇の一の一部、一七八の二及</p>

<p>大字日田字先河原</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字水跨</p>	<p>大字日田字先河原のうち九一の一、九二の四、九二の二、九三及びこれらと一体をなす国有地並びに八七の六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字日田字野口前六四の二、六四の四、六六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字水跨九四、九六の二、九八の一部、一〇三の一、一〇三の七から一〇三の九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字日田字國地田一〇八の一の一部 大字用呂字下河原井手口一七九の一、一七九の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字日田字國地田</p>	<p>大字日田字水跨のうち九四、九六の二、九八の一部、一〇三の一、一〇三の七から一〇三の九まで、一〇六の一の一部、一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字日田字先河原八七の六と一体をなす国有地の一部 大字日田字國地田一〇八の一の一部、一〇九の一、一一〇の一、一一一、一一二の一の一部、一二〇の二、一二二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字石原一七六の二の一部、一八四から一八七までの一部、一八八から一九二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字國地田</p>	<p>大字日田字國地田のうち一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一、一一二の一、一二〇の二、一二二の二、一三〇の三の一部、一三〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日田字石橋一五九の一から一五九の六まで、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の二、一六二の一、</p>
<p>大字日田字抜前</p>	<p>一六二の二、一六三から一六八まで、一六九の一、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字六反田一九三の二、一九四の二、一九五から一九七まで、一九八の一、一九八の二、一九九の一、二〇一の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字隈内二八二の二の一部、二八二の五、二八三の二の一部、二八四の一部、二八五の一部 大字日田字石二八七の一、二八七の二、二八八の一部、二九八の二、二九八の三の一部、二九九の一の一部、二九九の三の一部、二九九の四、二九九の五、二九九の七及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字六反田</p>	<p>大字日田字抜前の全域 大字日田字式反田三〇六の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字日田字六反田のうち一九三の二、一九四の二、一九五から一九七まで、一九八の一、一九八の二、一九九の一、二〇一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日田字水跨一〇六の一の一部、一〇七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字國地田一一二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字日田字石原一七〇の一、一七〇の二、一七一、一七二の一、一七二の一から一七二の三まで、一七三、一七四、一七五の一、一七五の二、一七六の一、一七六の二の一部、一七七から一七九まで、一七九の一、一八〇から一八三まで、一八四から一八七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字向六反田二一六の三、二一六の五、二一八の二、二一八の三、二一八の五、二一九、二二一の二、二二二の四、二二三の二、二二三の四、二二三の八、二二四、二二五の四、二二五の七及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字日田字岸添二二七の三</p>	<p>大字日田字岸添二二七の三 大字日田字渡上二六〇の三、二六〇の七、二六一の一、二六一の四、二六二の一、二六三の一から二六三の三まで、二六四の一から二六四の一三まで、二六五の一から二六五の三まで、二六六の一、二六六の三、二六六の四、二七一の一、二七一の三、二七一の四、二七二の一から二七二の三まで、二七三、二七四及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字限内二七五の一、二七五の六、二七五の七、二七六、二七七、二七八の一、二七九、二八〇の一、二八〇の三から二八〇の六まで、二八一、二八二の一、二八二の三、二八二の四、二八三の一、二八三の三、二八六の二、二八六の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字向六反田</p>	<p>大字日田字向六反田のうち二一六の三、二一六の五、二一八の二、二一八の三、二一八の五、二一九、二二一の二、二二一の四、二二三の二、二二三の四、二二三の八、二二四、二二五の四、二二五の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字日田字岸添</p>	<p>大字日田字岸添のうち二二七の三以外の区域</p>
<p>大字日田字渡上</p>	<p>大字日田字渡上のうち二六〇の三、二六〇の七、二六一の一、二六一の四、二六二の一、二六三の一から二六三の三まで、二六四の一から二六四の一三まで、二六五の一から二六五の三まで、二六六の一から二六六の四まで、二六七から二七〇まで、二七一の一から二七一の四まで、二七二の一から二七二の三まで、二七三、二七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字日田字限内</p>	<p>大字日田字限内のうち二七五の一、二七五の六、二七五の七、二七六、二七七、二七八の一、二七九、二八〇の一から二八〇の六まで、二八一、二八二の一から二八二の五まで、二八三の一から二八三の三まで、二八四、二八五、二</p>
<p>大字日田字二石</p>	<p>八六の一から二八六の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字日田字式反田</p>	<p>大字日田字式反田のうち三〇二の一、三〇二の二、三〇三の二の一部、三〇五の一部、三〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日田字汁田三三六の一部、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字汁田</p>	<p>大字日田字汁田のうち三三六の一部、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日田字式反田三〇二の一、三〇二の二、三〇三の二の一部、三〇五の一部、三〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字宮前屋敷七九三の一四、七九四の二</p>
<p>大字日田字土吠</p>	<p>大字日田字土吠のうち三六九の一、三六九の三、三七〇の二、三七一の二の一部、三七二の一部、三七九の三、三八〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日田字渡上二六六の二、二六七から二七〇まで、二七一の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字限内二八〇の二、二八二の二の一部、二八三の二の一部、二八四の一部、二八五の一部、二八六の一、二</p>

<p>大字日田字向田</p>	<p>八六の四、二八六の五及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字二石二八八の一部、二八九の一部、二九一の一部、二九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字下河原</p>	<p>大字日田字向田のうち四一七以外の区域 大字日田字土味三六九の一、三六九の三、三七〇の二、三七九の三、三八〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字大河原</p>	<p>大字日田字下河原のうち四三八の一の一部、四三九の一部、四四〇の一の一部、四四〇の二、四四一の一から四四一の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日田字屋奈瀬四四七の一部、四四八の一、四四八の二、四四九の一、四四九の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字大河原四五〇、四五一の一部、四五六の一の一部、四五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字柳原六三九の一の一部</p>
<p>大字日田字雁田</p>	<p>大字日田字大河原のうち四五〇、四五一の一部、四五六の一の一部、四五六の二の一部、四五七の一部、四三八、四四九の一部、四六〇の一部、四六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日田字向田四一七 大字日田字屋奈瀬四四三の一部 大字日田字向大河原四六三の一、四六三の二、四六四の一、四六四の二、四六五の四、四六六の二、四六七の一から四六七の四まで、四六八、四六九の一から四六九の三まで、四七〇の一から四七〇の四まで、四七一の一から四七一の三まで、四七二の一、四七二の二、四七二の五から四七二の七まで、四七三の一、四七三の三、四七四の一、四七五の一、四七六の一、四七六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字雁田四七七の一から四七七の五まで、四七八、四七九の一の一部、四七九の二の一部、四八〇の二の一部、</p>
<p>大字日田字雁田</p>	<p>四八四の一部、四八五の二の一部、四八六の一部、四八七、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四八九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字日田字中嶋四九〇の一部、四九一の一部</p>
<p>大字日田字大河原</p>	<p>大字日田字向大河原のうち四六三の一、四六三の二、四六四の一、四六四の二、四六五の四、四六六の二、四六七の一から四六七の四まで、四六八、四六九の一から四六九の三まで、四七〇の一から四七〇の四まで、四七一の一から四七一の三まで、四七二の一、四七二の二、四七二の五から四七二の七まで、四七三の一、四七三の三、四七四の一、四七五の一、四七六の一、四七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字日田字雁田</p>	<p>大字日田字雁田のうち四七七の一から四七七の五まで、四七八、四七九の一の一部、四七九の二の一部、四八〇の二の一部、四八四の一部、四八五の二の一部、四八六の一部、四八七、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四八九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字日田字下河原四三八の一の一部、四三九の一部、四四〇の一の一部、四四〇の二、四四一の一から四四一の三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字屋奈瀬四四二の一、四四二の二、四四三の一部、四四四から四四六まで、四四七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字大河原四五六の一の一部、四五七の一部、四五八、四五九の一部、四六〇の一部、四六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字日田字中嶋四九一の一部、四九五の一部、四九六の一の一部、四九六の二、四九七、四九八、四九九の一、四九九の二、五〇〇、五〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字丹波靴六二〇の八の一部、六二〇の一〇、六二一</p>

<p>大字日田字中嶋</p>	<p>一、六二五の二、六二七の二、六二八、六三三の三、六三四の二から六三四の三まで、六三五及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字柳原六三六の一、六三六の三、六三六の四、六三七の一、六三七の三、六三七の四、六三八、六三九の一の一部、六四一の一、六四二の一、六四六の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字中嶋 新田</p>	<p>大字日田字中嶋のうち四九〇の一部、四九一の一部、四九五の一部、四九六の一部、四九六の二、四九七、四九八、四九九の一、四九九の二、五〇〇、五〇一の一部、五一八の一部、五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字日田字雁田四八五の二、四八六と一体をなす国有地の一部 大字日田字丹波耽六一九の二、六二〇の八の一部、六二〇の九及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字中嶋 新田</p>	<p>大字日田字中嶋新田のうち五二三の二、五二四の二、五二五の三、五二六の一、五二八の一、五二八の四、五四九の一、五五〇の一、五五〇の二、五五一、五五二の二、五五四の二、五五四の三、五五五の一、五五六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字日田字鳥帽子岩</p>	<p>大字日田字鳥帽子岩の全域 大字日田字中嶋五一八の一部、五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字中嶋新田五二三の二、五二四の二、五二五の三、五二六の一、五二八の一、五二八の四、五四九の一、五五〇の一、五五〇の二、五五一、五五二の二、五五四の二、五五四の三、五五五の一、五五六の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字小耽</p>	<p>大字日田字小耽のうち六一三の二から六一三の四まで、六一四の一、六一四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字日田字丹波 耽</p>	<p>大字日田字丹波耽のうち六一九の二、六二〇の八、六二〇の九、六二〇の一〇、六二一、六二五の二、六二七の二、六二八、六二九の一、六三〇の四、六三一の一、六三三の三、六三四の二から六三四の三まで、六三五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字日田字柳原</p>	<p>大字日田字柳原のうち六三六の一、六三六の三、六三六の四、六三七の一、六三七の三、六三七の四、六三八、六三九の一、六四一の一、六四二の二、六四三の四、六四四の一、六四四の二、六四四の七、六四四の八、六四五の一、六四六の一、六四七の一、六四八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字日田字矢多 羅田</p>	<p>大字日田字矢多羅田の全域 大字日田字小耽六一三の二から六一三の四まで、六一四の一、六一四の三及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字丹波耽六二九の一、六三〇の四、六三一の一及びこれらと一体をなす国有地 大字日田字柳原六四三の四、六四四の一、六四四の二、六四四の七、六四四の八、六四五の一、六四七の一、六四八の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字日田字宮前 屋敷</p>	<p>大字日田字宮前屋敷のうち七九三の一四、七九四の二以外の区域</p>
<p>大字用品字下河 原井手口</p>	<p>大字用品字下河原井手口のうち一六七の一、一六八、一六九の二、一七〇の一、一七八の二及びこれらと一体をなす</p>

国有地並びに一七九の一、一七九の四と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

大字日田字石橋、大字日田字石原、大字日田字屋奈瀬

鳥取県告示第二百二十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小 鴨 薬 局	倉吉市丸山町四七八―一	昭和五十九年二月十日

鳥取県告示第二百二十八号

東伯郡赤碓町大字赤碓九九二森田康久ほか十九人の者から設立認可申請のあつた赤碓町土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第

百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月十三日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所	就任した役員の氏名及び住所
理事 竹内 富 恵	八頭郡八東町大字皆原一四三
田 中 勘 治	徳丸四〇九
木 下 章	日田六一五
内 田 義 行	安井宿一一三四
森 下 隆	横田一一〇
木 原 幸 男	日下部七二四
中 林 郁 二	南二三九

田中隆秋	小別府三九四
松田忠明	東三五二一三
西村一正	日下部四六五
坂本嗣雄	日田七三四
小林寿一	新興寺九七
森下次郎	徳丸八五五一
加藤嘉幸	皆原二七九
山根一也	徳丸一三六一
中田 巖	日下部一九二

昭和五十八年十二月二十九日退任

就任した役員の名及び住所

理事 坂本 嗣雄	八頭郡八東町大字日田七三四
内田 義行	安井宿一一三四
白岩 博親	小別府四七〇
小林 寛	日田六八三
田中 良雄	南六六
山根 一也	徳丸一三六一
田中 勘治	四〇九
西田 亮太郎	東三一七
竹内 富恵	皆原一四三
西川 重郎	日下部三六二
小林 寿一	新興寺九七
木原 剛嗣	日下部五五八

森下 隆	横田一二〇
監事 森下次郎	徳丸八五五一
加藤嘉幸	皆原二七九
小林一三	新興寺五三〇一

昭和五十八年十二月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第三百三十号

関金土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(掘地区維持管理)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月十三日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡赤碓町大字佐崎一一一勝田川土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る勝田川地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八東地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月三十一日付けで気高郡気高町大字高江五二田中辰雄ほか十六人の者から申請あつた県営で行う土地改良（大堤地区ため池等整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、五千石地区第一工区県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百三十五号

淀江町から申請のあつた町営土地改良（本宮地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において、準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十六号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（福地地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十七号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（日野谷地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月十三日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十八号

国府町から申請のあつた町営土地改良（麻生地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三十九号

昭和五十九年一月十七日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（峰寺地区農地造成）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十号

昭和五十九年一月十日付けで郡家町から申請のあつた鳥取市及び郡家町営土地改良（稲荷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十一号

昭和五十八年六月九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十二号

昭和五十八年十二月二十日付けで関金町から申請のあつた土地改良（山口地区農地造成）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十九年二月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
関金町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十三号

昭和五十八年十二月二十二日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（大坂地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十九年二月十八日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第四百十四号
昭和五十九年一月十七日付けで関金町から申請のあつた土地改良（明高地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められた

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十五号

昭和五十九年一月十九日付けで倉吉市から申請のあつた志津地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十六号

昭和五十九年一月十九日付けで鳥取市から申請のあつた津ノ井地区第三工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十七号

岩美郡国府町大字神垣一三六神垣入会林野整備組合組合長霜村一雄から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年二月十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和五十九年二月十八日（土）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和五十九年度教育行政施策について

2 その他